

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-8)

別紙1

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室			作成責任者名 (※記入は任意)	加藤 庸之 大森 豊緑 西本 俊幸 森下 哲 関谷 毅史	
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り大気環境の改善、保全を推進する。			目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
4 EANET分析精度管理目標達成率(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	酸性雨等の越境大気汚染については、国際的な協調の下、長期的なモニタリングによる信頼性の高いデータの取得が必要であることから、EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標達成率を指標とした。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度									
(1) 大気汚染防止規制等対策推進費 (昭和47年度)	31 (26)	39 (57)	7	1	<達成手段の概要> ・固定発生源から平成23年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 <達成手段の目標(25年度)> ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。	080					
(2) 光化学オキシダント対策推進費 (平成23年度組替)	91 (94)	64 (91)	55	1	<達成手段の概要> ・光化学オキシダントの測定精度管理体制の構築・運用管理、対策の検討 ・光化学オキシダントの原因物質であるVOC対策の実施 <達成手段の目標(25年度)> ・光化学オキシダントに係る対策の検討の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・光化学オキシダントによる大気汚染の状況に係る新たな知見の入手及びその結果に基づく対策の検討を通じ、光化学オキシダントの環境基準の達成に寄与する。	087					

<p>(3) 微小粒子状物質 (PM2.5) 総合対策費 (平成20年度)</p>	<p>251 (223)</p>	<p>216 (145)</p>	<p>185</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の整備          ・成分分析及び二次粒子生成機構把握・発生源寄与解析により、シミュレーションを実施          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・微小粒子状物質に係る対策の検討の推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	<p>086</p>
<p>(4) 有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>173 (176)</p>	<p>144 (129)</p>	<p>124</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・大気環境モニタリングの実施          ・排出抑制対策技術に係る調査・普及          ・事業所における排出実態調査          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施による有害大気汚染物質による大気汚染状況や主たる排出源の解明          ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	<p>081</p>
<p>(5) 大気環境監視測定網整備推進費 (昭和46年度)</p>	<p>148 (116)</p>	<p>140 (103)</p>	<p>126</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・大気測定局測定データ整備・解析          ・環境大気測定機器精度管理調査          ・国設大気環境測定所の維持管理          ・大気環境監視適正化事業          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の検討の推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>079</p>
<p>(6) 大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)</p>	<p>169 (167)</p>	<p>162 (133)</p>	<p>154</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・固定発生源からの大気汚染物質に係る排出量把握          ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供          ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・大気汚染物質排出量の把握及び大気の状態のリアルタイムでの情報提供の継続的実施          ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。          ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>088</p>
<p>(7) 特殊自動車における低炭素化促進事業 (平成23年度)【再掲:25-2】</p>	<p>150 (116)</p>	<p>130</p>	<p>195</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・民間企業におけるハイブリッドオフロード車等(ショベル・ローダ、ブルドーザ及びフォークリフト)の導入費用の一部補助          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及促進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。</p>	<p>027</p>

(8) 自動車大気汚染対策等推進費 (平成23年度組替)	265	221	212	1.2.3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握</li> <li>・今後の実施すべき施策について整理</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>	090
(9) 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度以前)【関連:25-9】	115 (113)	111 (103)	114	1.2.3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十一次答申(平成24年8月)等に基づく、乗用車等の世界統一試験サイクル(WLTC)の導入に向けた検討及びディーゼル車のNOx後処理装置の耐久性・信頼性確保に関する検討。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出ガス低減対策の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の排出ガス低減により、大気汚染に係る環境基準達成状況、特に自排局において改善に寄与する。</li> </ul>	093
(10) 自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度)	80 (68)	80 (69)	76	1.2.3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析</li> <li>・国設自動車交通環境測定所の維持管理</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染状況の継続的把握</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	094
(11) 国際連合地域開発センター拠出金 (平成16年度)	30 (30)	30 (30)	30	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>	095
(12) 先進的次世代車普及促進事業 (平成15年度)【再掲25-2】	25 (25)	10	2.52	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車及び水素自動車の導入費用の一部補助 (事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度からは燃料電池自動車等の取得支援について平成22年度からの継続事業分のみを対象としている。)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的次世代低公害車の普及促進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的次世代低公害車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。</li> </ul>	026

<p>(13) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>388 (364)</p>	<p>276 (264)</p>	<p>305</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内における越境大気汚染に関するモニタリングの実施</li> <li>・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>089</p>
<p>(14) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク ワーク拠出金 (平成14年度)</p>	<p>85 (85)</p>	<p>96 (96)</p>	<p>96</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア酸性雨モニタリングネットワークの運営経費に対する拠出</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・EANETの活動推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>097</p>
<p>(15) アスベスト飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)</p>	<p>49 (31)</p>	<p>46 (20)</p>	<p>33</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染状況の把握</li> <li>・飛散防止対策の検討</li> <li>・他国への知見の共有</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストによる健康被害の未然防止するため、飛散防止対策の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>082</p>
<p>(16) 日本モデル環境対策技術等の国際 展開 (平成21年度)</p>	<p>129 (119)</p>	<p>88 (80)</p>	<p>81</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国・ベトナム・インドネシアを対象とした我が国の公害克服経験に基づく「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などのパッケージ展開のための共同研究等協力事業の推進</li> <li>・我が国環境産業等やアジア各国への情報の提供</li> <li>・アジア各国の国情に応じた環境対策技術等の実証・認証制度等の構築のための制度整備、人材育成の在り方の検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・二国間協力事業、情報提供等の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア諸国において我が国の優れた環境対策技術等が導入されることにより、大気汚染等の改善に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>099</p>
<p>(17) 在日米軍施設・区域周辺環境保全 対策費 (昭和53年度)</p>	<p>10 (9)</p>	<p>10 (9)</p>	<p>11</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題について、環境省が米側との調整の上で調査を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質は13箇所、大気は6箇所の施設・区域において調査を実施</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図るため、在日米軍施設・区域の環境調査を実施し、排出基準を超過していた場合には、改善・対策の要望等を行う。</li> </ul> </p></p></p>	<p>083</p>

18	大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	24 (24)	18 (17)	27	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理</li> <li>・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理</li> <li>・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの策定</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。</li> </ul>	078
19	大気汚染物質による曝露影響研究費 (平成23年度組替)【関連25-41】	293 (284)	269 (258)	290	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の調査計画の策定及びその実施</li> <li>・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じ、人の健康の保護等に寄与する。</li> </ul>	100
20	環境測定等に関する調査費 (昭和50年度)【関連:25-10、25-11】	38 (37)	20 (20)	20	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に依り分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握</li> <li>・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック</li> <li>・公定法も含め分析方法の改善等に活用</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>	098
21	公害防止管理推進調査対策検討費 (平成19年度)	8 (11)	4 (3)	3	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、立入検査マニュアル策定の手引きのための調査検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討と公害防止取組推進のための仕組みづくり</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染に係る環境基準の達成に寄与する。</li> </ul>	085
22	国連大学拠出金 (平成22年度)	110 (110)	110 (110)	90	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア諸国等において、コベネフィット型の都市開発が推進されることを目的として、持続可能な都市開発の分野に知見があり、かつ、国際的なネットワークを有する国連大学と連携し、①コベネフィット効果の定量的評価手法を開発し、それらを踏まえた、コベネフィット型対策の推進・阻害要因を明らかにし、②開発された定量的評価手法を用いた事例分析を行い、低炭素・低公害型の都市開発推進のためのマニュアルとしての取りまとめを実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コベネフィット型の都市開発の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化に伴うエネルギー消費量の増加や公害の悪化に直面している途上国・新興国において、低公害・低炭素に配慮した都市政策・計画の策定を支援することを通じ、環境と地球温暖化対策に配慮した都市開発の推進に寄与すると見込んでいる。</li> </ul>	096

<p>コベネフィット・アプローチ推進事業 (23 費 平成22年度)</p>	<p>152 (114)</p>	<p>128</p>	<p>105</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・コベネフィット効果を有する事業の拡大及び環境政策等におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として、①多国間の活動として、アジアの環境所管官庁・国際機関関係者を対象とした、アジア・コベネフィット・パートナーシップを通じた普及・啓発活動、②二国間の活動として、環境大臣間の覚書等に基づく協力における事業実現可能性調査、コベネフィット効果の定量把握に係る共同研究・セミナー/研修等、及び、③コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・アジア・コベネフィット・パートナーシップでの多国間及び二国間の活動による、コベネフィット・アプローチの普及          &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;          ・アジアを主とする途上国において課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、途上国における環境改善効果を図るとともに、途上国の温暖化対策に寄与すると見込んでいる。</p>	<p>084</p>
<p>放射性物質による一般環境汚染に係る基準等調査検討費 (平成25年度)【関連:25-10】</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>36</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・放射性物質による環境汚染に関する考え方等について国内外の情報を収集・整理          ・我が国における一般環境中の放射性物質に係る考え方の整理に資する検討を実施          &lt;達成手段の目標(平成25年度)&gt;          ・一般環境中の放射性物質に係る考え方の整理及びそれに伴う課題等の抽出・整理          &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;          ・一般環境中の放射性物質に係る考え方等に関する検討を通じ、人の健康の保護等に寄与する。</p>	<p>—</p>
<p>オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)</p>	<p>65 (44)</p>	<p>50 (32)</p>	<p>42</p>	<p>1,2,3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・規制実施及び強化に係る調査及び技術検討          ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用          ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守          ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>091</p>
<p>船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (平成19年度)</p>	<p>11 (7)</p>	<p>8 (7)</p>	<p>8</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシミュレーションによる実態把握          ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・船舶・航空機排出ガス対策の推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>092</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-9)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全		担当部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	室長事務取扱加藤 庸之 西本 俊幸 森下 哲
施策の概要	騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	交通系騒音(自動車・航空機・新幹線鉄道)、一般環境騒音に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善及びヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準	政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 騒音に係る環境基準達成率(%)	100%	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)) (評価対象:千戸)	100%	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	100%	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	100%	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線鉄道騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度				
騒音・振動公害防止強化対策費(1)(平成13年度)	39 (30)	29 (23)		28	<達成手段の概要> ・騒音規制法による規制が難しい施設等について、騒音情報の公開や適切な機器の設置・管理に関するガイドラインの策定等による低騒音化の手法についての検討や騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討 ・風力発電施設等からの騒音・低周波音について、実態調査及び測定評価方法の検討や低周波音の測定・評価に関する、地方公共団体職員向けの講習会を開催 <達成手段の目標(25年度)> ・前年度に作成した騒音ラベリング制度のマニュアル等をもとに同制度の導入に向けた取組の推進や鉄道騒音等の対策についての検討を実施 ・風力発電施設からの騒音・低周波音について、測定・予測・評価方法等について取りまとめを行い、公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・騒音規制法による規制が難しい施設についても、業界団体等の自主的な取組による低騒音化を促す手法を導入し、騒音問題の未然防止を図ることを通じ、騒音に係る環境基準の達成に寄与する。 ・風力発電施設の建設・運転に当たっての騒音・低周波音問題が軽減されることに加え、風力発電施設の建設に対する周辺住民の不安を減少させ、再生可能エネルギーの普及に資する。 ・地方公共団体職員が低周波音に関する正しい知識を持つことにより、低周波音問題についての確に対応がなされる。	103

<p>自動車排出ガス・騒音規制強化等 (2)の推進 (平成12年度以前)【再掲25-8】</p>	<p>115 (113)</p>	<p>111 (103)</p>	<p>114</p>	<p>1.2</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」(平成24年4月)に基づく、四輪車の加速走行騒音規制の国際基準(R51-03)の導入に向けた検討及びタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・自動車単体騒音低減対策の推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>093</p>
<p>(3) 交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>55 (48)</p>	<p>39 (38)</p>	<p>47</p>	<p>2</p>	<p>①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度)          ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度)          ③振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度)          &lt;達成手段の概要&gt;          ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済)          ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施          ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施          ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る          ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、システムの操作性改善のための改良を実施          ②沿道沿線対策の具体的な方策の検討を行うとともに、普及推進策及び指針策定へ向けた検討を実施          ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアルの内容の検証を実施          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。          ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。          ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	
<p>(4) 悪臭公害防止強化対策費 (平成8年度)</p>	<p>13 (14)</p>	<p>8 (7)</p>	<p>8</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・臭気指数規制の導入促進          ・測定手順の一本化に向けた環境試料と排出口試料の比較実験の実施及びデータ解析          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・環境試料と排出口試料を同じ手順で測定できるよう、測定手順の見直しを行い嗅覚測定法を理解しやすくすることで、臭気指数規制の導入促進につなげる。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・近年の都市型悪臭(複合臭)に有効な臭気指数規制の導入促進や、臭気指数の測定手順の見直しにより、悪臭防止に寄与する。</p>	<p>104</p>



<p>(5) 良好な生活環境形成・保全推進費 (昭和63年度)</p>	<p>7 (7)</p>	<p>12 (13)</p>	<p>9</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・騒音・振動・悪臭の法施行状況についての国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。</p>	<p>101</p>
<p>クールシティ推進事業 (6) (平成18年度)</p>	<p>108 (68)</p>	<p>62 (63)</p>	<p>87</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化          ・ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点におけるWBGTと気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討          ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供          ・震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等の検討を行う。          ・複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。          ・全国841地点(気象庁アメダスデータ)において算出したWBGTの予報値や生活環境を考慮して算出したWBGT及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。          ・西日本を中心に震災前から震災後におけるエネルギー需要の変化による排熱状況の変化を把握する。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。</p>	<p>102</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-10)

別紙1

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)		担当部局名	環境管理技術室 水環境課	作成責任者名	西本 俊幸 宮崎 正信 名倉 良雄 坂本 幸彦 木村 英雄		
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。			政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。		目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	—	—	「別紙のとおり」					閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
	2 健康項目基準達成率(%)	100%	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。				
	3 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率(%)	100%	—					
	4 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万t)	170	H25年度	平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入し、廃棄物の海洋投入処分量は国際条約によって原則禁止になったことを踏まえ、海洋投入処分量を増加させないために、直近の平成24年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。また、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号		
	23年度	24年度						
(1) 水質環境基準検討費(平成24年度)	237 (217)	186 (143)	170	2.3	<達成手段の概要> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討 ・適切な科学的判断に基づく、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直し <達成手段の目標(25年度)> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。	106		

<p>(2) 排水対策推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>97 (92)</p>	<p>79 (73)</p>	<p>83</p>	<p>2.3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止施策の執行状況やその効果を把握するための調査(公共用水域における水質環境基準の達成状況等)</li> <li>・現在排水規制の対象となっていない項目等への規制の必要性を検討するための排水実態等の調査</li> <li>・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及</li> <li>・生物応答を用いた新たな排水管理の方策についての調査</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、排水基準等の達成状況の改善を図ることに寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>107</p>
<p>(3) 水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)</p>	<p>29 (28)</p>	<p>17 (17)</p>	<p>17</p>	<p>2.3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理・更新)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど)</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>108</p>
<p>(4) 水環境の危機管理・リスク管理推進事業 (平成25年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>93</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な環境リスクがありうる物質の抽出及びリスク評価(文献調査、ヒアリング、検討会)</li> <li>・環境中における存在状況、工場・事業所からの排出実態等の調査(モニタリング調査、アンケート調査)</li> <li>・自治体、工場・事業所における危機管理・リスク管理のための方策検討(ヒアリング、検討会)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な環境リスクがありうる物質の洗い出し、及びリスク評価や実態調査・危機管理・リスク管理の検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な環境リスクがありうる物質の抽出、及びリスク評価を行うとともに、環境中の存在状況、工場等からの排出実態等の調査、並びに自治体等における水質事故に備えた危機管理・リスク管理のための方策検討により、水環境の安全・安心の確保に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>新25-18</p>
<p>(5) 地盤沈下等水管理推進費 (平成20年度)</p>	<p>24 (14)</p>	<p>18 (10)</p>	<p>20</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水質測定結果、地盤沈下状況調査結果の取りまとめ</li> <li>・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討</li> <li>・被災地の地盤沈下地域における地下水利用のあり方検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水・地盤環境管理手法の検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>118</p>

<p>地下浸透の防止による地下水汚染 (6)対策推進費 (平成21年度)</p>	<p>17 (19)</p>	<p>12 (11)</p>	<p>10</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・確実かつ安価な漏えい検知技術及び効率的・効果的な定期点検の方法についての検討及び周知          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・地下水汚染未然防止策の実効性の確保及び充実に向けた検討          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・地下水汚染未然防止のための新たな制度、措置についてフォローアップを行い、実効性・効果をより高め、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進し、人の健康被害の防止や更なる地下水汚染の未然防止を図る。</p>	<p>117</p>
<p>流域視点からの硝酸性窒素対策推 (7)進費 (平成23年度)</p>	<p>10 (10)</p>	<p>9 (11)</p>	<p>8</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・硝酸性窒素対策促進策及び新たな制度案の検討          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・包括的な取組制度案の検討          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・硝酸性窒素による地下水汚染は、窒素負荷だけでなく、当該流域の水の流量、窒素形態の変化による影響を受けることから、その汚濁機構を解明し、効果的な対策技術を明らかにするとともに、地域全体による包括的な取組制度を構築することで硝酸性窒素による地下水汚染の対策に資する。</p>	<p>116</p>
<p>湖沼環境対策等推進費 (8) (平成23年度組替)</p>	<p>130 (100)</p>	<p>90 (77)</p>	<p>51</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・湖沼の水質汚濁メカニズム解明、経済的手法の検討、湖沼の水質保全対策の更なる高度化          ・湖沼の水質保全のための、自然浄化機能活用の検討          ・住民が望む湖沼像、新たな水質指標、現在の水質保全制度の効果の検討、水質保全施策の再構築、水質保全制度の見直し          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・健全な水循環の構築のための方策、汽水湖の汚濁メカニズムの検討          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策の推進に寄与する。</p>	<p>112</p>
<p>総量削減及び瀬戸内海環境保全 (9)等施行業務費 (昭和53年度)</p>	<p>79 (63)</p>	<p>52 (49)</p>	<p>96</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認          ・さらなる取組の推進と今後の総量削減制度の在り方の検討を実施          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・発生負荷量の把握及び水質改善に関する実態調査の実施          ・水質汚濁に関する現状の把握とメカニズムの解析を実施          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方策を設計、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。</p>	<p>109</p>

(10) 閉鎖性海域環境保全推進等調査費(平成19年度)	157 (142)	124 (119)	129	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討に資するための環境再生に向けた各種調査の実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海・八代海等における環境基準等達成率の向上</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</li> <li>・環境悪化の原因・再生方策を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。</li> </ul>	110
(11) 閉鎖性海域管理方策検討費(平成22年度)	95 (79)	65 (58)	42	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域と陸域が一体となった栄養塩類の円滑な物質循環を達成するための管理方策の確立</li> <li>・生物多様性に富み豊かで健全な海域環境の構築</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養塩類等の循環状況の把握及び管理方策の検討</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</li> <li>・栄養塩類の循環バランスの回復等により生物多様性に富む豊かな海域環境の構築に資する。</li> </ul>	111
(12) 海洋環境関連条約対応事業(昭和61年度)	89 (81)	79 (76)	67	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロンドン条約、マルポール条約、OPRC条約やバラスト水管理条約等の関連会合について適切に対処</li> <li>・国際的な動向を把握</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分量に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。</li> </ul>	120
(13) 海洋環境モニタリング推進事業(平成10年度)	74 (74)	73 (66)	70	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6～8年で一巡するように汚染物質等を調査</li> <li>・衛星画像の活用による油等流出に係るモニタリング手法の検討及びシステムの構築</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋環境モニタリング調査の結果等を踏まえて廃棄物の海洋投入処分量に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。</li> </ul>	121

<p>ロンドン議定書実施のための不発 (14 弾陸上処理事業 (平成19年度)</p>	<p>644 (644)</p>	<p>1139 (1139)</p>	<p>1,239</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・平成22年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛官の所要の指導監督の下、平成25年度末までに民間事業者において処理          ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。</p>	<p>122</p>
<p>(15 水質・底質分析法検討費 (平成23年度組替)</p>	<p>31 (21)</p>	<p>32 (28)</p>	<p>32</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定          ・先進的・効率的な分析法の検討          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、指定物質に係る汚染状況等の調査方法の検討          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定体制を図り、効果的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。</p>	<p>113</p>
<p>(16 水環境保全活動普及促進事業 (平成22年度組替)</p>	<p>10 (9)</p>	<p>5 (5)</p>	<p>5</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・こどもの水生生物に着目した水環境保全活動報告の募集、優れた取組の表彰。指導者向けの研修の実施。          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・こども等の国民の意識啓発と取組促進。          &lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;          ・日常生活での水質汚濁防止などの水環境保全活動を促進するとともに、直接水環境とふれあうことを通じて水環境への関心を喚起し、水辺の水環境問題や自然保護など、環境保全に対する理解の活動の水深に寄与する。</p>	<p>114</p>
<p>気候変動による水質への影響評価、適応策検討費 (平成21年度)</p>	<p>18 (16)</p>	<p>11 (11)</p>	<p>17</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・気候変動が公共用水域の水質等に与える影響についての、既存の研究調査・長期トレンドデータ等の収集、過去における気候変動と水温上昇及び水質変動等の分析          ・気候変動に伴う公共用水域の水理・水温・水質等の変動を予測するための、モデル水域を選定しシミュレーションモデルによる定量的な影響予測評価          ・特異現象、レジームシフト等の情報収集・整理・分析          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・気候変動の影響と適応策検討          &lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;          ・気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される影響に対して適切な対策を講ずることにより、水環境の保全に寄与する。</p>	<p>115</p>

<p>国際的 環境改善活動推進等経 費 (平成22年度組替)</p>	<p>267 (252)</p>	<p>251 (236)</p>	<p>175</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施</li> <li>水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援</li> <li>ウォーターフットプリントに関する既往事例や研究事例等調査、水環境への負荷を反映する指標とするための技術的検討</li> <li>国連水と衛生に関する諮問委員会(UNSGAB)の活動の支援</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な水環境問題の改善の取組推進</li> </ul> <p>&lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝え、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>119</p>
<p>我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (平成25年度組替)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>73</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な水環境問題の改善の取組推進</li> </ul> <p>&lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の保全に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>新25-19</p>
<p>海底下CCS実施のための海洋調査事業 (平成23年度)【再掲:25-2】</p>	<p>270 (270)</p>	<p>270 (270)</p>	<p>230</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>海底下CCSに係る環境影響評価の基礎的情報を収集するため日本近海のCCS候補海域等において海洋生態系、海水、底質の炭酸指標に係る化学的性状等の現地調査を実施</li> <li>海底下CCSの超長期的管理体制のあり方について、情報収集、課題の抽出</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋汚染防止法に基づく、二酸化炭素回収・貯留(海底下CCS)事業の許可申請者が実施する海洋環境影響評価における結果の妥当性を的確に判断するために必要な基礎的情報を収集する。また、海底下CCS事業の普及と適正な管理体制を構築するために、超長期的な管理体制のあり方についても検討する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>当該調査については、海底下CCS事業の許可申請者が実施する海洋環境影響評価の結果の妥当性を的確に判断するために必要なものであり、審査を行うまでは成果は表れず、また、審査を行ったからといって直ちに数値として成果が出せる性質のものではない。</li> </ul> </p></p></p>	<p>042</p>
<p>漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業 (平成19年度)</p>	<p>125 (92)</p>	<p>78 (68)</p>	<p>79</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>漂流・漂着・海底ごみの実態把握</li> <li>原因究明及び発生源対策について検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>漂流・漂着・海底ごみの削減</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>漂流・漂着・海底ごみの実態把握、適切な回収・処理手法の推進、原因究明及び発生源対策の検討等により、各地域において漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。</li> </ul> </p></p></p>	<p>123</p>
<p>環境測定等に関する調査費 (昭和50年度)【再掲25-8】</p>	<p>38 (37)</p>	<p>20 (20)</p>	<p>20</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に依り分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握</li> <li>使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック</li> <li>公定法も含め分析方法の改善等に活用</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>098</p>

放射線物質による一般環境汚染に (23 係る基準等調査検討費 (平成25年度)【再掲:25-8】	0	0	36	-	<達成手段の概要> ・放射線物質による環境汚染に関する考え方等について国内外の情報を収集・整理 ・我が国における一般環境中の放射線物質に係る考え方の整理に資する検討を実施 <達成手段の目標(平成25年度)> ・一般環境中の放射線物質に係る考え方の整理及びそれに伴う課題等の抽出・整理 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・一般環境中の放射線物質に係る考え方等に関する検討を通じ、人の健康の保護等に寄与する。	-
--	---	---	----	---	---	---





平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-11)

別紙1

施策名	目標3-4 土壌環境の保全		担当部局名	土壌環境課	作成責任者名	加藤 庸之				
施策の概要	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	市街地等土壌汚染対策として土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌環境を保全する。また、指定調査機関の信頼性の確保のため技術管理者試験を実施する。 農用地について、土壌汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において、対策事業を実施するとともに、ダイオキシン類による複合汚染時における挙動を明らかにし、科学的知見に基づく調査・対策を可能にする。		目標設定の考え方・根拠	土壌汚染対策法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法		政策評価実施 予定時期	平成26年6月			
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 土壌汚染対策法に基づく、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	100%	-	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率を指標として選定した。							
2 農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(%)	100%	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。このことから、農用地土壌汚染対策地域の指定解除率は対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。							
3 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	100%	-	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。							
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
4 複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査	-	-	複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする	H26年度	有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。	有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。	油との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。	-	-	ダイオキシン類汚染土壌の下に非汚染土壌が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壌で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが明らかになった。しかし、有機化合物等との複合汚染の場合にあつては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにすることを測定指標として設定した。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度								

<p>(1) 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)</p>	<p>55 (47)</p>	<p>42 (29)</p>	<p>36</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集          ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。</p>	<p>126</p>
<p>(2) 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)</p>	<p>317 (190)</p>	<p>266 (172)</p>	<p>248</p>	<p>2</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施          ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施          ・環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施          ・技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行          ・1-4ジオキサン等についての土壌中での挙動等に関する基礎データの収集          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。          ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。          ・市街地の土壌汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壌環境の保全に寄与する。</p>	<p>127</p>
<p>(3) ダイオキシン類土壌汚染対策費 (平成12年度)</p>	<p>44 (17)</p>	<p>26 (19)</p>	<p>22</p>	<p>3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助          ・ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査          &lt;達成手段の目標(平成25年度)&gt;          ・新たにダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された場合、速やかに対策を完了          ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であることから、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。          ・有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。</p>	<p>128</p>
<p>(4) 環境測定等に関する調査費 (昭和50年度)【再掲25-8】</p>	<p>38 (37)</p>	<p>20 (20)</p>	<p>20</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に依り分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握          ・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック          ・公定法も含め分析方法の改善等に活用          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>098</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-12)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農業対策				担当部局名	ダイオキシン対策室 農業環境管理室				作成責任者名	加藤 庸之 更田 真一郎			
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率を100%に近づける。また、農業について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全								
達成すべき目標	ダイオキシン類について、次期計画の削減目標を目標期間に達成し、全ての地点で環境基準を達成する。農業について、農業登録保留基準を速やかに設定するとともに、農業の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画 農業取締法に基づく農業登録保留基準及び農業使用基準				政策評価実施予定時期	平成26年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	315~343	H22年度	176	当面の間	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
2 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農業数(累計)	-	-	543	H30年度	231	283	335	387	439	農業取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の迅速かつ的確な設定により、農業の環境リスクの低減に資することができるため、登録保留基準の設定農業数を測定指標として設定した。なお、目標値は、農業登録申請数を踏まえて設定した。				
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
	目標	目標年度												
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%		-		ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。									
4 臭素系ダイオキシン等非意図的生成POPsに係るリスクへの対応	法附則2条に係る情報の充実(臭素系ダイオキシン類の排出実態に係る情報の充実)		-		ダイオキシン類対策特別措置法附則第2条及びPOPs条約COP5にて定められた臭素系難燃剤廃絶に向けた作業プログラムに沿って、また、平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素系ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることを目標とした。									
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度												

<p>(1) ダイオキシン類総合対策費 (平成12年度)</p>	<p>51 (38)</p>	<p>42 (30)</p>	<p>41</p>	<p>1, 3</p>	<p>①ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度) ②POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度) &lt;達成手段の概要&gt; ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ①ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ②POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施 &lt;達成手段の目標(25年度)&gt; ①ダイオキシンの排出実態等を正確に把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ①極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ②非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。</p>	<p>130</p>
<p>(2) 臭素系ダイオキシン類実態説明調査 (平成13年度)</p>	<p>39 (39)</p>	<p>38 (33)</p>	<p>32</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積 &lt;達成手段の目標(25年度)&gt; ・臭素系ダイオキシン類の排出量の正確な把握 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素化ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることにより、効果的な対策の検討を行うことができる。</p>	<p>131</p>
<p>(3) 農業登録保留基準等設定費 (平成17年度)</p>	<p>109 (97)</p>	<p>104 (90)</p>	<p>94</p>	<p>2</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・農業登録保留基準の設定に必要な情報収集や毒性データの分析 &lt;達成手段の目標(25年度)&gt; ・基準値設定農業の累計:283 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・農業登録保留基準は、農業の毒性等の評価に基づき設定するものであり、そのための情報収集や毒性データの分析が不可欠。</p>	<p>129</p>
<p>(4) 農業健康・環境影響対策費 (平成22年度)【関連:25-41】</p>	<p>144 (123)</p>	<p>117 (68)</p>	<p>116</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・無人ヘリ散布農業による人への健康影響や農業による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施 &lt;達成手段の目標(25年度)&gt; ・農業の吸入毒性試験や生物群集に対する農業影響に関する調査等の実施 &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt; ・農業の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発に向けた知見の集積やそれに基づく検討の実施に資する。</p>	<p>132</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)		担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名	大森 豊緑 宮崎 正信 坂本 幸彦 木村 英雄 上田 康治
施策の概要	被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法		政策評価実施予定時期	平成26年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 アスベスト大気濃度暫定基準値(10[f/l])達成率(%)	100%	—	暫定基準値はWHOにより一般大気中に存在するアスベスト濃度として示されているものであり、その達成率は人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度				
(1) 環境モニタリング調査(平成23年度)	589 (318)	1,452 (908)	1,159	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度)</li> <li>②水環境放射性物質モニタリング調査等(平成24年度)</li> <li>③地下水中の放射性物質モニタリング調査(平成24年度)</li> <li>④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成24年度)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査</li> <li>②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等</li> <li>③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等</li> <li>④東日本大震災の被災海域における海水、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災地のアスベスト大気濃度の暫定基準値達成率の向上</li> <li>②水環境における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表</li> <li>③地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表</li> <li>④被災地海域の水質や有害物質濃度の把握及び調査結果の公表</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> <li>②水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</li> <li>③地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</li> <li>④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</li> </ul>	133

	東日本大震災の被災地における化 (2. 学物質環境実態追跡調査【関連: 25-13】)	100 (100)	99 (90)	150	-	<達成手段の概要> ・被災地において、POPs等環境残留性や有害性が高い物質及び被災したPRTR届出事業所の届出データより選定した物質について、水質、底質、生物及び大気を対象とした詳細な調査を実施。 <達成手段の目標(平成25年度)> ・100地点数・各媒体30物質での調査実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・被災地における化学物質の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献し、環境リスク低減及び安全な社会の構築に資する。	179